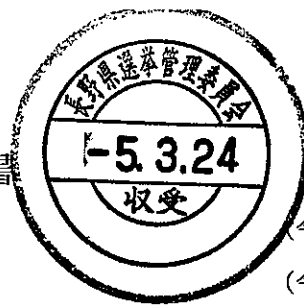


(政治資金規正法施行規則 第14号様式 (第8条関係))

(その1)

収 支 報 告 書



(令和 4 年分)

(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 ふりがな まつもとしょうこうれんめい
松本商工連盟
- 2 主たる事務所の所在地 松本市中央1-23-1
- 3 代表者の氏名 赤羽真太郎
- 4 会計責任者の氏名 伊藤 亮二

政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> 政党の支部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 赤羽 元秀

(電話) 0263 - 32 - 5355

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

4 年整理番号 11960

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	百	十	円				
日本商工連盟			8	0	0	0	0	R4. 8. 4	東京都中央区銀座2-2-17 有楽橋ビル8階	
この頁の小計			8	0	0	0	0			
合 計			8	0	0	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額									備 考
		十億	百万	千	円						
1	経常経費										
(1)	人件費 a										
(2)	光熱水費 b										
(3)	備品・消耗品費 c										
(4)	事務所費 d					1	1	8	7	2	
小計A (a+b+c+d)						1	1	8	7	2	
2	政治活動費										
(1)	組織活動費 e					8	0	5	0	0	
(2)	選挙関係費 f										
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費 g (h+i+j+k)									0	
	ア 機関紙誌の発行事業費 h										
	イ 宣伝事業費 i										
	ウ 政治資金パーティー開催事業費 j										
	エ その他の事業費 k										
(4)	調査研究費 l										
(5)	寄附・交付金 m					6	8	0	0	0	400,000
(6)	その他の経費 n										
小計 B (e+f+g+l+m+n)						7	6	0	5	0	0
合計 A+B						7	7	2	3	7	2

(備考) 1 g欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項 目 別 区 分 組 織 活 動 費 (渉 外 費)			
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団 体 に あ っ て は 、 そ の 名 称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体 に あ っ て は 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	備 考
	百 万	千	円					
こ の 頁 の 小 計								0
そ の 他 の 支 出			8	0	5	0	0	0
合 計			8	0	5	0	0	0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 寄付・交付金 (交付金)			
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	百万	4	0	0	0	0	0	4.7.27	日本商工連盟	東京都中央区銀座2-2-17 有楽橋ビル8階	
寄付金		2	8	0	0	0	0	4.6.21	信州商工政治連盟	長野市七瀬中町276	
この頁の小計		6	8	0	0	0	0				
その他の支出							0				
合計		6	8	0	0	0	0				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支出項目	金額							年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	百万		千		百		円				
交付金		4	0	0	0	0	0	4.7.27	日本商工連盟	東京都中央区有楽町2-2-17 有楽橋ビル8階	
この頁の小計		4	0	0	0	0	0				
合計		4	0	0	0	0	0				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年3月²⁴~~8~~日

政治団体の名称 松本商工連盟

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 伊藤 亮二

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。